

国土交通大臣 中野 洋昌 様

地域交通制度の革新の実行を求める要請

地域交通を巡る状況は、言うまでもなく長期にわたる厳しい状況にあり、国においても法改正や予算措置など様々な施策を講じられているところである。

しかしながら、交通事業者の経営悪化は長期化しており、さらに運転士等不足は今後一層深刻化し、負のスパイラルに陥り、令和5年度には年間約2500キロものバス路線の廃止をはじめ減便・休止でサービスが縮小するなど地域交通事業の存立自体が困難な状況であり、持続可能な社会の実現の観点でも危機的状況にある。

また、コロナ禍の影響で移動需要は以前の水準に戻らず、この状況に追い打ちをかけている。

このような現状を打破するためには現行の法律・予算措置等の地域交通制度による対応は限界であり、抜本的な革新が喫緊に必要である。

このため、運輸総合研究所において令和5年の提言を含め約3年間にわたり交通事業者、有識者、行政関係者と議論を行い、今般、以下に掲げる事項を含め27の事項を内容とする地域交通制度の革新案の緊急提言をとりまとめた。

(※地域交通：地域における自動車交通、鉄軌道、海上交通等)

【地域交通制度の革新案（抄）】

○法律で定めることが必要な考え方と事項（例）

1. 競争を前提とする制度から、共創・協調により利用者利益・利便等の需要サイドの観点及び健全な地域交通事業の存立の供給サイドの観点の双方の目的を実現する公共政策及び産業政策として、必要不可欠な制度に転換するものであることが基本的理念であること。
 2. 地域交通が公共財であり、社会資本であること。
 3. 地域交通の「需要」は、地球環境保全、国土強靱化、地方創生等への「潜在的な需要」も含むものであること。
 4. 地域交通の確保責任主体は自治体であること。
 5. 道路を活用した人の輸送に係るサービスを継続提供する事業は、全て自動車交通事業（仮称）であり、シンプルで明快な事業制度に再整理すること。
 6. 国・自治体の公的負担の根拠は支援（補助）ではなく、委託への対価であること。
- 等、詳細については、別添のとおり。

以上、次期通常国会において、この緊急提言の具体化・実現のための立法化を要請する。

令和7年9月22日

一般財団法人運輸総合研究所会長	宿利 正史
関西大学経済学部教授	宇都宮 浄人
広島電鉄株式会社代表取締役社長	仮井 康裕
両備グループ代表	小嶋 光信
名古屋大学大学院法学研究科教授	林 秀弥
株式会社みちのりホールディングス取締役会長	松本 順
西日本鉄道株式会社代表取締役 副社長執行役員	
自動車事業本部長	松本 義人
富山大学客員教授 前富山市長	森 雅志